

**金曜は午後7時まで市民課  
関係窓口を時間延長します**

- 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、マイナンバーカード・パスポートの受け取りなど  
※住所変更、パスポートの申請はできません。
- 市民課(☎0848-38-9102)  
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)  
※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。
- 収納課(☎0848-38-9172)  
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

**より良い景観づくりのために**

**台風シーズンです。  
屋外広告物(看板)の安全管理は大丈夫ですか。**

屋外広告物(看板)は、破損したり腐食したりしていると、大雨や強風等で落下、倒壊等の事故を引き起こすことがあり、非常に危険です。定期的に安全点検をし、不具合がある場合は速やかに補修、改修を行ってください。



また、屋外広告物を継続して設置する場合には、条例により、毎年の許可申請とあわせて安全点検の報告が義務付けられています。

- まちづくり推進課(☎0848-38-9223)
- 因島総合支所施設管理課(☎0845-26-6202)
- 瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2213)

**清掃**

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

- 【旧尾道・御調・向島地区】 清掃事務所 (☎0848-48-2900)
- 【因島地区(原・洲江含む)】 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】 南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

**「祝日」「休日」のごみ収集・ごみ収集協力をお願い**

**8月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです) スプレー缶などの出し方**

26日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
27日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷理立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)  
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

**9月の「祝日」のごみ収集**

9月18日(祝)敬老の日は、月・木曜が「燃やせるごみの収集地域」のみ収集します。  
※燃やせるごみ以外の収集はお休みです。  
※9月18日(祝)敬老の日のごみ持込受付はありません。

スプレー缶・携帯ガスボンベなどは、中身を使い切って穴を開け、地域によって定められた収集日、収集方法で出してください。

地区	収集日
旧尾道地域	資源回収の日
向島町	かん類の日
御調町	資源ごみの日
因島地域	ビン・カンの日
瀬戸田町	ビン・カンの日

- ※穴を開ける際の注意点
- ①火の気のない、風通しのよい屋外で
- ②残りのガスを抜いて(逆さにして押す)穴を開ける
- ※振ってシャカシャカ音がしたら中身が残っています。

ご協力をお願いします。

**環境資源リサイクルセンター**

(☎0848-48-2212)  
10:00~16:30/月・祝日休館

**9月の出張販売**

- 9/2(土) 10:00~14:00 市民センターむかいしま
- 9/8(金) 10:00~14:00 道の駅クロスロードみつぎ
- 9/12(火) 10:30~14:00 因島総合支所1階ロビー
- 9/13(水) 10:30~14:00 瀬戸田市民会館前駐車場

**フリーマーケット(出店者募集)**

- 9/3(日) 10:00~15:00 区1区画1,000円 募集店数:5店

8/20(日) 13:30~	<b>イスの布カバー張り替え教室・ 自転車かんたん修理教室</b> 料100円(イス)、300円+実費(自転車) 定3人 持込物:張り替え用布、スポンジ、修理用自転車など
8/23(水) 13:30~14:30	<b>EMボカシ・EM活性液講習会</b> 定10人 持込物:米のとぎ汁(活性液)
9/7(木) 13:30~	<b>ダンボールコンポスト講習会</b> 料600円 定10人 持込物:ダンボール2個

**補助金で暮らしをサポート**



**突然の地震  
あなたの住まいは大丈夫ですか?**

**木造住宅の耐震診断・改修費補助**

- 木造住宅の耐震診断 最高2万円
- 木造住宅の耐震改修 最高30万円
- 耐震シェルター設置 最高12.5万円

- 次の全てを満たすもの
- 市内にある木造の一戸建住宅または長屋住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- 実際に住んでいること
- 平屋建または2階建
- ※耐震改修は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象。
- ※耐震シェルターは上記に加え別途要件あり。
- ※診断または改修工事が平成30年1月31日(水)までに完了できるもの。

- 受付中~10月31日(火)
- 建築課(☎0848-38-9245)



熊本地震で建物の一部が崩れた様子(本市撮影)

昭和56年5月以前に建てられた建物は、耐震性が不足している可能性があります。平成28年4月に発生した熊本地震では、昭和56年以前に建てられた、いわゆる旧耐震基準の家屋・アパートに被害が集中している状況が明らかになってきました。

**土砂災害対策改修工事費補助**

- 土砂災害特別警戒区域内の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満足していない建築物
- ※工事の完了報告が平成30年3月15日(木)までに提出できるもの。
- 補助率 対象工事費の23%上限補助額75.9万円
- 受付中~10月31日(火)
- 改修工事の補助の[こと]建築課(☎0848-38-9420)
- 土砂災害特別警戒区域の[こと]土木課(☎0848-38-9254)

